**建設省道政発第三七号**

**平成六年七月一九日**

**地方建設局道路部長**

**北海道開発局建設部長**

**沖縄総合事務局開発建設部長**

**道路関係四公団担当部長あて**

**道路局路政課長通達**

ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて

ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについては、昭和四二年一一月一三日付け建設省道政発第九〇号、九〇号の二、九〇号の三建設省道路局長通達「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(以下「九〇号通達」という)によっているところであるが、九〇号通達の運用として左記のとおり取り扱うこととされたい。

記

1　占用料を徴収しない場合

高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋

(90号通達3(2)(ヘ)(a)(一二の二))

2　占用料を減額する場合及びその減額率

1)　バス事業者が設けるバス停に付随するベンチ及び上屋

政令で定める額の五〇％

(九〇号通達3(2)(ホ)(b)(二))

2)　タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋

政令で定める額の50％

(90号通達記3(2)(ヘ)(ａ)(十二－三)に準ずるものとして記3(2)(ヘ)(b)(七))